

個人事業主の事業承継手続の簡素化の論点
(厚生労働省)

- ① 規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定）において、「規制所管府省は、個人事業主の事業承継時の手続に関し、相続について簡素な届出で許認可等の承継を認めている場合に、生前贈与を含む事業譲渡の場合にも同様に簡素な届出で承継を認めるための規定を設ける等、簡素化のための措置を講ずる。」（令和元年検討・結論、令和2年措置）とされているが、厚生労働省が検討している簡素化のための措置について、内容及び今後のスケジュール（施行時期も含む）を具体的にご説明いただきたい。その際、事業者目線で相続と同等に簡素な手続となっているか、相続の場合の手続と比較しつつ、各法律（食品衛生法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法）ごとにお示しいただきたい。